

# 令和6年第4回九戸村議会定例会

令和6年12月13日（金）

午前10時 開議

## ◎議事日程（第3号）

- 日程第1 発言の取消しについて
- 日程第2 議案第1号 令和6年度九戸村一般会計補正予算(第7号)の専決処分  
に関し承認を求めることについて
- 日程第3 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条  
例
- 日程第4 議案第3号 九戸村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親  
家庭医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 村営くのヘスキー場設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第6 議案第5号 特殊索道の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 令和6年度九戸村一般会計補正予算(第8号)
- 日程第8 議案第7号 令和6年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第8号 令和6年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第9号 令和6年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第10号 令和6年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第11号 令和6年度九戸村下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 令和6年 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する  
請願第3号 特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方を求め  
る意見書の提出を求める請願
- 日程第14 発議第1号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する  
特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を  
求める意見書
- 日程第15 発議第2号 九戸村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正  
する条例
- 日程第16 総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第17 産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第18 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

◎出席議員（11人）

|    |    |     |   |     |     |    |   |
|----|----|-----|---|-----|-----|----|---|
| 1番 | 大崎 | 優一  | 君 | 7番  | 上村  | 昇  | 君 |
| 2番 | 久保 | えみ子 | 君 | 8番  | 岩渕  | 智幸 | 君 |
| 3番 | 渡  | 保男  | 君 | 9番  | 保大木 | 信子 | 君 |
| 4番 | 川戸 | 茂男  | 君 | 10番 | 古舘  | 巖  | 君 |
| 5番 | 中村 | 國夫  | 君 | 12番 | 桂川  | 俊明 | 君 |
| 6番 | 坂本 | 豊彦  | 君 |     |     |    |   |

◎欠席議員（1人）

11番 高崎 覺志 君

◎説明のため出席した者の職氏名

|             |   |     |    |   |
|-------------|---|-----|----|---|
| 村           | 長 | 大久保 | 勝彦 | 君 |
| 教 育         | 長 | 高橋  | 良一 | 君 |
| 総 務 課       | 長 | 野辺地 | 利之 | 君 |
| 村づくり推進課     | 長 | 川原  | 憲彦 | 君 |
| 会 計 管 理 者   |   | 中奥  | 達也 | 君 |
| 兼 税 務 住 民 課 | 長 | 篠山  | 剛  | 君 |
| 保 健 福 祉 課   | 長 | 浅水  | 涉  | 君 |
| 産 業 振 興 課   | 長 | 関口  | 猛彦 | 君 |
| 地 域 整 備 課   | 長 | 上村  | 浩之 | 君 |
| 上 下 水 道 課   | 長 |     |    |   |
| 兼 水 道 事 業 所 | 長 | 松浦  | 拓志 | 君 |
| 教 育 次 長     |   |     |    |   |

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 事 務 局 長 | 柳平善行 |
| 主 任     | 山本猛輝 |

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今の出席議員は、11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、11 番、高崎覺志議員から欠席の届けがありました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（桂川俊明君） 日程に入る前に報告いたします。

会期中における議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎発言の取り消しについて

○議長（桂川俊明君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、「発言の取り消しについて」を議題にします。

久保えみ子議員から 12 月 12 日の会議における発言について、会議規則第 64 条の規定によって、お手元にお配りしました「発言取消申出書」に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、久保えみ子議員からの発言取り消しの申し出を、許可することに決定いたしました。

---

◎議案第 1 号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 次に、議案第 1 号から議案第 11 号までの議案 11 件については、12 月 9 日の本会議において説明が終わっておりますので、質疑から行います。

日程第 2、議案第 1 号「令和 6 年度九戸村一般会計補正予算(第 7 号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第1号「令和6年度九戸村一般会計補正予算(第7号)の専決処分  
に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第2号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第3、議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例  
等の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議あ  
りませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条  
例」は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第4、議案第3号「九戸村子ども、妊産婦、重度心身  
障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例」を議題といた  
します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第3号「九戸村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第5、議案第4号「村営くのヘスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) 議案調査のときにお聞きすれば良かったんですけども、ちょっとお聞きできなかったの。この新旧対照表の、改正後の1日ってありますけれども、それは何時から何時までの時間をいうのか。それともう一つは、この料金設定は、他のスキー場と比べてどのようなものか。だいたい同じなのかどうかを、ちょっとお伺いいたします。

○議長(桂川俊明君) 教育次長

○教育次長(松浦拓志君) ありがとうございます。お答えいたします。まずスキー場の営業時間ですけれども、午前9時から午後4時までとなっております。これまではナイター営業もありましたけれども、これからは9時から4時までということで、それが1日券ということになります。それから他のスキー場との比較ということですが、今、ちょっと具体的な数字は持ち合わせておりませんが、お隣の平庭高原スキー場、それから奥中山高原スキー場と比べても、お安い価格設定としております。以上です。

○議長(桂川俊明君) よろしいですか。ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第4号「村営くのヘスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第6、議案第5号「特殊索道の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第5号「特殊索道の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第7、議案第6号「令和6年度九戸村一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) これも調査のときに聞けば良かったんですけども、すみません。8ページですけども、商工費の総合公社運営事業のところですが、18節の負担金補助及び交付金のところの842万3,000円のところですが、これはどういうふうなものになのか、内訳を簡単にでいいですけども、お願いします。

○議長(桂川俊明君) 村づくり推進課長

○村づくり推進課長(川原憲彦君) それでは、7款商工費、1項商工費の3総合公社運営事業の18節でございます。842万3,000円につきましては、収益部門ということで、オドデ館、レストラン、そして甘茶工場、あとは共通経費というこ

とで、その分野におきまして 604 万 1,000 円の赤字を補てんするものでございます。また委託部門ということで、ふるさと館、パークゴルフ場、コロポックルランド、道の駅。そして、ナインズファームについては、農林業費のほうから支出はいたしますけれども、ナインズファームの支出、93 万 2,000 円を除いた額を支出しようとするものでございます。

○議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。

6 番、坂本豊彦議員

○6 番（坂本豊彦君） 産業振興課長にお伺いいたします。今回の補正予算に、畜産農家に対する支援対策事業助成金が交付される予定となっておりますが、その関連で、畜産農家は粗飼料等でいろいろ生計を立てていますが、その中で令和 4 年度でしたか、WCS なり飼料用米で事務の遅れ等々で、大変農家が、いろいろ苦慮しましたが、昨年はそのまます業が推移されましたが、今年もそのような推移で支給されるのかと、あと、飼料用米の設定の収量について、それに届かなかった農家はあるのかなのか、お伺いをいたします。2 点お願いします。

（「休憩お願いします」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 休憩いたします。5 分間、休憩いたします。

休憩（午前 10 時 13 分）

---

再開（午前 10 時 17 分）

○議長（桂川俊明君） 再開いたします。

産業振興課長

○産業振興課長（浅水 渉君） それでは、お答えいたします。まず今回要望しております補助金の関係ですけれども、今回成立しましたら来週頭まで、月曜日ぐらいにはもう申請の様式等を対象農家に配りまして、何とか 12 月中に給付できるようにしていきたいというふうに考えております。

あと先程の飼料用米等の給付助成金の関係ですが、12 月 19 日に支給予定で、今事務を進めているというところです。対象者としましては、一部保留者がおりますが、その他の方には全て、19 日に給付するという予定でおります。

○議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第6号「令和6年度九戸村一般会計補正予算(第8号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第8、議案第7号「令和6年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第7号「令和6年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第9、議案第8号「令和6年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第8号「令和6年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第10、議案第9号「令和6年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第9号「令和6年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第11、議案第10号「令和6年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第10号「令和6年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)」は、

原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 11 号の質疑・討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 日程第 12、議案第 11 号「令和 6 年度九戸村下水道事業会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 11 号「令和 6 年度九戸村下水道事業会計補正予算(第 1 号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎令和 6 年請願第 3 号の委員長報告・質疑・討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 日程第 13、令和 6 年請願第 3 号「「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

ただ今、議題となりました請願の審査は、12 月 9 日の会議において総務教育常任委員会に審査を付託したものであります。審査が終わり、報告書が提出されております。審査結果について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

総務教育常任委員長、中村國夫議員の登壇を許します。

総務教育常任委員長、中村國夫議員

（総務教育常任委員長 中村國夫君登壇）

- 総務教育常任委員長（中村國夫君） ただ今、議題となりました令和 6 年請願第 3 号「「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求める請願」の審査の結果について、ご報告いたします。

審査の結果、「採択」とすべきものと決定いたしました。以上、本委員会に付託されました請願についての審査結果報告といたします。

（総務教育常任委員長 中村國夫君降壇）

- 議長（桂川俊明君） 委員長の報告が終わりました。  
これから委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、令和6年請願第3号を採決いたします。  
お諮りいたします。この請願に対する委員長の報告は、「採択」であります。この請願は、委員長の報告のとおり「採択」と決定することに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり。）
- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。  
従って、令和6年請願第3号「「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求める請願」は、委員長の報告のとおり「採択」とすることに決定いたしました。

---

◎発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 日程第14、発議第1号「「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
提出者、総務教育常任委員長、中村國夫議員の登壇を許します。  
総務教育常任委員長、中村國夫議員  
（総務教育常任委員長 中村國夫君登壇）
- 総務教育常任委員長（中村國夫君） ただ今、議題となりました発議第1号「「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書」について、朗読して提案説明といたします。  
発議第1号。令和6年12月13日。九戸村議会議長 桂川俊明様  
提出者、九戸村議会総務教育常任委員会委員長 中村國夫  
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書  
上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出するものでございます。

提案理由でございますが、教職員の勤務環境の改善を進め、教職員が一人一人の子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちの豊かな学びが保障されるよう、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求めるため、国会並びに国の関係機関に意見書を提出しようとするものであります。これが、発議案を提出する理由となります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣でございます。なお、意見書案につきましては、お手元にお配りしているとおりでございます。

令和6年12月13日。岩手県九戸村議会

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

(総務教育常任委員長 中村國夫君降壇)

○議長(桂川俊明君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) ご異議なしと認めます。

従って、発議第1号「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

◎発議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第15、発議第2号「九戸村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員長 坂本豊彦議員の登壇を許します。

議会運営委員長、坂本豊彦議員

(議会運営委員長 坂本豊彦君登壇)

○議会運営委員長(坂本豊彦君) ただ今議題となりました発議第2号「九戸村議

会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」について、朗読して提案説明といたします。

発議第2号。令和6年12月13日。九戸村議会議長 桂川俊明様

提出者、九戸村議会運営委員会委員長 坂本豊彦

九戸村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案に、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び九戸村議会会議規則第14条第3項の規定により、提出するものでございます。

提案理由でございますが、刑法等の一部改正に伴い、規定中の「懲役」の表記を「拘禁刑」に改めようとするものでございます。これが、この発議案を提出する理由でございます。なお、改正案につきましては、お手元にお配りしておいております。以上、提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

(議会運営委員長 坂本豊彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、発議第2号「九戸村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長(桂川俊明君) 日程第16、「総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

総務教育常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、村内外の教育施設等の視察調査並びに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長(桂川俊明君) 日程第 17、「産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

産業民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、村内外の産業公共施設や保育施設等の視察調査並びに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長(桂川俊明君) 日程第 18、「議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

議会広報常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、議会広報紙の発行及び広聴に関する事務並びに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長(桂川俊明君) 日程第 19、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉

会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎閉議の宣告

○議長（桂川俊明君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（桂川俊明君） 以上をもちまして、令和6年第4回九戸村議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会（午前10時42分）